

東洋大学 知的財産ポリシー

東洋大学（以下「本学」という。）は研究活動から生み出される知的財産を積極的に発掘、管理、発信することを通じ、産官学連携を強化、推進することにより、本学の教育研究の発展及び社会貢献に資することを目的とし、次のとおり知的財産ポリシーを定めます。

1. 知的財産の範囲

この知的財産ポリシーの対象となる知的財産及びそれに係る権利の範囲は次のとおりです。

- (1) 発明（特許権）
- (2) 考案（実用新案権）
- (3) 意匠（意匠権）
- (4) 商標
- (5) 回路配置の創作（回路配置利用権）
- (6) 植物新品種（育成者権）
- (7) プログラム及びデータベース等の著作物（著作権）
- (8) ノウハウ等の技術的創作のうち秘匿することが可能な財産的価値のあるもの

2. 知的財産の帰属の明確化

本学の研究活動において生じた知的財産については、それらが職務に関連して創作された知的財産であるときには、学校法人東洋大学に帰属するものとし、組織的且つ一元的に権利取得、保護及び運用できるようにします。

3. 知的財産の社会における活用

知的財産の権利化それ自体を目的とせず、知的財産が多くの人々に利用され、社会で活用され、産業の発展に貢献できることを最終目的とし、知的財産を死蔵することなく、国内外で広く活用されるように活動します。

4. 知的財産の活用を通じた新たな知の創造

知的財産の活用により生じる対価収入を発明者等に還元し、研究活動へのインセンティブとするとともに、更なる産官学連携の発展のため、本学にも適切に還元することにより、新たな知の創造を促進します。

5. 知的財産の管理体制の整備

知的財産の権利取得、保護及び運用のための組織を置き、迅速且つ効率的に意思決定を行います。

学校法人東洋大学 理事長
福川 伸次

東洋大学 学長
竹村 牧男